

薬食発1217第1号
平成24年12月17日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第159号）が別添のとおり平成24年12月17日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる8物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ① N－（1－アミノ－3－メチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－（4－フルオロベンジル）－1H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類
- ② 1－（1H－インドール－5－イル）プロパン－2－アミン及びその塩類
- ③ （4－エチルナフタレン－1－イル）（2－メチル－1－ペンチル－1H－インドール－3－イル）メタノン及びその塩類
- ④ 1－（4－エチルフェニル）－2－（メチルアミノ）プロパン－1－オン及びその塩類
- ⑤ 2－（4－クロロ－2，5－ジメトキシフェニル）－N－（2－メトキシベンジル）エタンアミン及びその塩類
- ⑥ 2－フェニル－2－（ピペリジン－2－イル）酢酸エチルエステル及びその塩類
- ⑦ 1－（ベンゾフラン－6－イル）プロパン－2－アミン及びその塩類
- ⑧ 5－ヨードインダン－2－アミン及びその塩類

※上記8物質のうち、②、④、⑦の3物質は、海外で流通が確認されているが国内での流通は確認されていない物質である。

（2）指定された物質を含む物

（1）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

（1）次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第3項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物
にあつては、右欄に掲げる用途

5-ヨードインダン-2-アミン、 その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさ せる用途
-----------------------------------	--------------------------

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に
対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成24年12月17日）から起算して30日を経過した日
（平成25年1月16日）から施行すること。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
（厚生労働一五九）

〔告 示〕

○オブジェクト識別子構成要素値を指定した件（総務四六一）
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
（政治資金適正化委七四）
○除籍の一部が滅失した件
（法務五一六）
○日本国に帰化を許可する件
（同五一七）
○食糧援助に関する日本国政府とモリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件
（外務三七五）

○国税庁の保有する行政文書の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件
（国税庁三九）

○国税庁の保有する個人情報の開示請求手数料の納付を事務所において現金ですることができるとする事務所を定める件の一部を改正する件（同四〇）

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令の規定に基づき講習会を登録した件
（厚生労働五八七）

○小型捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める件
（農林水産二五九三）

○保安林の指定をする件
（同二五九四～二五九七）

○保安林の指定を解除する件
（同二五九八）

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関に登録した件（特許庁二二）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（国土交通一四六一、一四六二）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一四六三）
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同一四六四）

○道路に関する件
（東北地方整備局一九一）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件
（中部地方整備局二一六）

○道路に関する件

（四国地方整備局一四三）

○道路に関する件

（九州地方整備局一七六、一七七）

○道路に関する件

（北海道開発局一二二）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔官庁報告〕

国家試験

第五十五回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（原子力規制委員会）
第四十五回核燃料取扱主任者試験の施行（同）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告
（国土交通省）

〔資 料〕

平成二十四年十月中国際収支状況（速報）（財務省）

〔公 告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

財務省共済組合定款の一部変更関係

会社その他

省 令

告 示

厚生労働省令第五十九号

薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第一条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十七日

厚生労働大臣 三井 辨雄

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第九十一号を第九十九号とし、第八十七号から第九十号までを八号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十四 五—ヨードインダン—ニアミン及びその塩類

第一条第八十五号を第九十二号とし、第五十八号から第八十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十七号を第六十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十四 一—（ベンゾフラン—六—イル）プロパン—ニアミン及びその塩類

第一条第五十六号を第六十二号とし、第四十三号から第五十五号までを六号ずつ繰り下げ、第四十二号を第四十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十八 二—フェニル—（ピペリジン—ニ—イル）酢酸エチルエステル及びその塩類

第一条第四十一号を第四十六号とし、第二十五号から第四十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 二—（四—クロロ—二—五—ジメトキシフェニル）—N—（二—メトキシベンジル）エタ—ニアミン及びその塩類

第一条第二十三号を第二十七号とし、第二十二号を第二十六号とし、第二十一号を第二十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十四 （四—エチルナフタレン—ニ—イル）（二—メチル—ペンチル—H—インドール—三—イル）メタノン及びその塩類

二十五 一—（四—エチルフェニル）—ニ—（メチル—プロパン—ニ—オン及びその塩類

第一条第二十号を第二十二号とし、第十四号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 一—（H—インドール—五—イル）プロパン—ニアミン及びその塩類

第一条第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 N—（一—アミノ—三—メチル—オキソブタン—ニ—イル）—（四—フルオロペンジ—ル）—H—インダン—ニ—カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表中—（四—メトキシフェニル）ビベラジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

五—ヨードインダン—ニアミン、その塩類 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途及びこれらを含有する物

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

総務省告示第四百六十二号

オブジェクト識別子に係る推奨通信方式（平成二十二年郵政省告示第七百二十九号）第三の4の2のイの規定に基づき、次のとおりレベル4のオブジェクト識別子構成要素値を指定したので告示する。

平成二十四年十二月十七日

総務大臣 榎本 伸一

政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一

政治資金適正化委員会委員 氏 名

四二九六 二四、一、三〇 井上 晋一

四二九七 二四、一、三〇 齋藤 嘉一

四二九八 二四、一、三〇 平丸 紀一

四二九九 二四、一、三〇 長谷川 敬

四三〇〇 二四、一、三〇 石橋克比古

四三〇一 二四、一、三〇 井上 春海

四三〇二 二四、一、三〇 高橋麻美子

四三〇三 二四、一、三〇 徳善 英司

四三〇四 二四、一、三〇 矢田 伸介

四三〇五 二四、一、三〇 井上深帆名

法務省告示第五百十六号

山形県西村山郡朝日町役場保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十五年一月十七日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一 当該除籍に係る戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

一 申出は、口頭でも差し支えない。

二 申出の手続については分らないことがあれば、朝日町役場又は山形県地方支務局寒河江支局に照会すること。

平成二十四年十二月十七日

山形県西村山郡大谷村大字玉ノ井乙二百七十九番地乙号

所

〇法務省告示第五百十七号 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年十二月十七日

法務大臣 滝 実

住所 大坂市平野区平野町1丁目15番10—11号

住所 金沢市 昭和6年7月5日生

住所 神戸市灘区一ツ山町2番22—602号

住所 東京市 昭和57年10月12日生

住所 東京市 昭和58年11月19日生

住所 東京市 平成23年10月7日生

住所 神戸市灘区北灘町1丁目5番16号

住所 東京市 昭和41年3月16日生

住所 兵庫県西宮市西宮区西宮7番19号

住所 兵庫県明石市明石上町9番8—36号

住所 東京市 昭和55年4月19日生

住所 和歌山県 昭和38年10月22日生

住所 徳島市 昭和59年3月1日生

住所 徳島市 昭和59年3月1日生

住所 徳島市 昭和59年3月1日生

住所 徳島市 昭和59年3月1日生

住所 徳島市 昭和59年3月1日生

住所 徳島市 昭和59年3月1日生

住所 徳島市 昭和59年3月1日生

住所 徳島市 昭和59年3月1日生